

平成28年3月14日国土交通省記者発表による
土木工事及び設計業務積算基準（平成27年10月以降適用）の
改定方針について

1 背景

- (1) 平成28年3月14日、国は土木工事標準積算基準書等の改定を公表した。
国土交通省>プレスリリース
i-Construction（建設生産性革命）の推進に向けた積算基準の見直しについて
～平成28年度 国土交通省土木工事・業務の積算基準の改定～
http://www.mlit.go.jp/report/press/kanbo08_hh_000334.html

- (2) 国の改定を受けたこと、品確法の方針に基づき、市場における労務・資材等の取引価格、施工の実態等を的確に反映した予定価格を適正に設定することを鑑み、秋田県においても改定の必要性が生じている。

2 6月1日公告閲覧対象として改定予定項目

○土木工事標準積算基準書（共通編）

- 1) 橋梁保全工の工種区分の新設（次頁参照）
→全体工事費の約20%が上昇する見込み[P.2～4]
- 2) 間接費の見直し（河川・道路維持工事、鋼橋架設工事、道路維持工事）
→全体工事費の約2～5%が上昇する見込み[P.5]
- 3) 交通誘導警備員の直接工事費への計上
→従前、共通仮設費への積み上げとしていたものを直接工事費に積上げ[P.5]

○設計業務等標準積算基準書及び参考資料

- [地質調査]諸経費率の改定
→全体業務委託費の約3～4%が上昇する見込み[P.6]

3 スケジュール

平成28年5月上旬：基準書改定内容通知

4 その他

「2」に記載していない項目は平成28年10月に改定します。

メンテナンス産業の育成

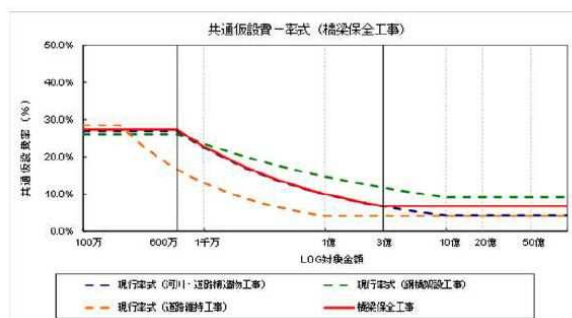
■橋梁保全工事の新設

- これまで、橋梁補修に関する工事は、「道路維持工事」または「鋼橋架設工事」または「河川・道路構造物工事」のいずれかに工種区分に分類されて発注されていました。
- 老朽化した補修が必要な橋が主な工種として増えてきているため、上記工種区分から分離して、「橋梁保全工事」が新設されます。
- 共通仮設費率及び現場管理費率は以下の通りとなります。

工種区分	工種内容
橋梁保全工事	橋梁の保全に関する次に掲げる修繕工事 1. 橋梁(鋼橋は除く)の修繕、橋台・橋脚補強工事 2. 床版打替工、沓座拡張工、落橋防止工(RC構造)、コンクリート橋の支承 3. 鋼橋等の修繕に関する工事で鋼橋桁連結工、橋梁検査路設置工、高欄設置工(鋼製・アルミ等)、橋梁補修工(鋼板接着・増桁)、落橋防止工(RC構造以外)、鋼橋の支承修繕の工事 4. 伸縮継手補修工、高欄取替工 5. その他、橋梁保全の為の修繕等の工事(塗装、舗装打ち替え等は除く)

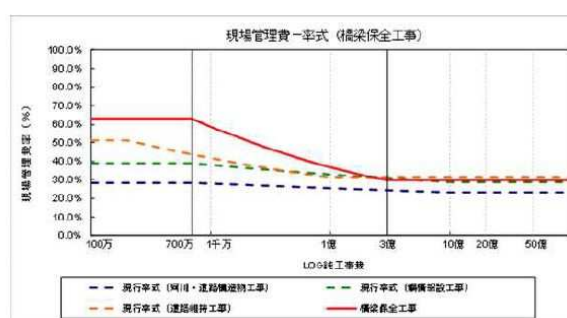
共通仮設費 $K_r = A \cdot P^b$

下限 (千円)	上限 (千円)	橋梁保全工事			
		下限率	上限率	A	b
6,000	300,000	27.32%	6.79%	7050.2	-0.3558



現場管理費 $J_o = A \cdot Np^b$

下限 (千円)	上限 (千円)	橋梁保全工事			
		下限率	上限率	A	b
7,000	300,000	63.10%	29.60%	1508.7	-0.2014



→全体工事費の約20%が上昇する見込み

表-1 工 種 区 分

(青囲み)「橋梁保全工」へ移行
(青文字) 語句の修正

工種区分	工 種 内 容
河川工事	河川工事にあつて、次に掲げる工事 築堤工、掘削工、浚渫工、護岸工、特殊堤工、根固工、水制工、水路工、河床高水敷整正工、堤防地盤処理工、河川構造物グラウト工、護岸工、光ケーブル配管工等の補修及びこれらに類する工事 ただし、河川高潮対策区間の河川工事については「海岸工事」とする
河川・道路構造物工事	河川における構造物工事及び道路における構造物工事にあつて、次に掲げる工事 1. 樋門(管)工、水(閘)門工、サイフォン工、床止(固)工、堰、揚排水機場、ロックシェッド(RC構造)、スノーシェッド(RC構造)、防音(吸音・遮音)壁工、コンクリート橋、簡易組立橋梁、仮橋・仮栈橋、PC橋(工場製作桁の場合)等の工事及びこれらの下部・基礎のみの工事 ただし、河川高潮対策区間における樋門(管)工、水(閘)門工については「海岸工事」とする 2. 橋梁の下部工、床版工のみの工事及び橋梁(鋼橋は除く)の修繕、橋台・橋脚補強工事 3. ゴム伸縮継手(新設)、床版打替工、沓座拡幅工、落橋防止工(RC構造)、コンクリート橋の支承、高欄設置工(コンクリート、石材等)、旧橋撤去工(鋼橋コンクリート橋上下部)、トンネル内装工(新設トンネル) 4. 1・2及び3に類する工事 工種区分の橋梁保全工に該当するものは除く。また、 ただし、 門扉 等(門扉)の工場製作及び揚排水機場の上屋は除く
海岸工事	海岸工事にあつて、次に掲げる工事 堤防工、突堤工、離岸堤工、消波根固工、海岸擁壁工、護岸工、樋門(管)工、河口浚渫、水(閘)門工、養浜工、堤防地盤処理工及びこれらに類する工事 河川高潮対策区間の河川工事にあつて、次に掲げる工事 築堤工、掘削工、浚渫工、護岸工、特殊堤工、根固工、水制工、水路工、河床高水敷整正工、堤防地盤処理工、河川構造物グラウト工、樋門(管)工、水(閘)門工、光ケーブル配管工、護岸工等の補修及びこれらに類する工事
道路改良工事	道路改良工事にあつて、次に掲げる工事 土工、擁壁工、函(管)渠工、側溝工、山止工、法面工、落石防止柵工、雪崩防止柵工、道路地盤処理工、標識工、防護柵工及びこれらに類する工事
鋼橋架設工事	鋼橋等の運搬架設、塗装及び修繕に関する工事にあつて、次に掲げる工事 1. 鋼橋架設工、鋼橋塗装工、鋼橋塗替工、鋼橋桁連結工、橋梁検査路設置工、高欄設置工(鋼製・アルミ等)、橋梁補修工(鋼板接着・増桁)、スノーシェッド(鋼構造)、ロックシェッド(鋼構造)、落橋防止工(RC構造以外)、鋼橋の支承、道路付属物を除く鋼構造物塗替工(水門、樋門、樋管、排水機場等) 2. 簡易組立橋の塗装工事及びこれらに類する工事 工種区分の橋梁保全工に該当するものは除く。
PC橋工事	工事現場におけるPC桁の製作(工場製作桁は除く)、架設及び製作架設に関する工事
舗装工事	舗装の新設、修繕工事にあつて、次に掲げる工事 セメントコンクリート舗装工、アスファルト舗装工、セメント安定処理路盤工、アスファルト安定処理路盤工、砕石路盤工、凍上抑制層工、コンクリートブロック舗装工、路上再生処理工、切削オーバーレイ工及びこれらに類する工事 ただし、小規模(パッチング等)な工事で施工箇所が点在する工事は除く
橋梁保全工	橋梁保全に関する次に掲げる修繕工事。 1. 橋梁(鋼橋は除く)の修繕、橋台・橋脚の補強工事 2. 床版打替工、沓座拡幅工、落橋防止工(RC構造)、コンクリート橋の支承 3. 鋼橋等の修繕に関する工事で鋼橋桁連結工、橋梁検査路設置工、高欄設置工(鋼製・アルミ等)、橋梁補修工(鋼板接着・増桁)、落橋防止装置工(RC構造外)、鋼橋の支承修繕工事 4. 伸縮継手補修工、高欄取替工 5. その他、橋梁保全の為の修繕等の工事(塗装、舗装打ち替え等は除く)

工種区分		工 種 内 容
共 同 溝 等 工 事	(1)	共同溝及び地下立体交差工事(地下駐車場、地下横断歩道等)にあつて、次に掲げる工事 施工方法がシールド工法又は作業員が内部で作業する推進工法による工事
	(2)	共同溝及び地下立体交差工事(地下駐車場、地下横断歩道等)にあつて、次に掲げる工事 施工方法が開削工法による工事
トンネル工事		トンネルに関する工事にあつて、次に掲げる工事 1. トンネル工事 2. 施工方法がシールド工法又は作業員が内部で作業する推進工法による工事 ただし、本体工を完成後別件で照明設備、舗装、側溝等を発注する場合、又は併用開始後の照明設備、吹付け、舗装、修繕工事等は除く
砂防・地すべり等 工事		砂防、地すべり工事及び急傾斜地崩壊防止施設工事にあつて、次に掲げる工事 堰堤工、流路工、山腹工、抑制工、抑止工、床固工、落石なだれ防止工、集水井工、集排水井ボーリング工、排水トンネル工及びこれらに類する工事
道路維持工事		供用中の道路にあつて、次に掲げる工事 管理を目的とした維持的工事。 1. 伸縮継手補修工、道路附属物塗替工、防雪柵設置撤去工 ^{※1} 、トンネル漏水防止工、トンネル内装工(供用トンネル)、路面切削工、高欄取替工、路面工、法面工等の維持・補修 ^{※2} に関する工事 2. 道路標識 ^{※1} 、道路情報施設、電気通信設備、防護柵 ^{※1} 、樹木等及び区画線等の設置 3. 除草、除雪、清掃及び植栽等の緑地管理に関する作業 4. 1、2及び3に類する工事 ※1：局部的新設、復旧・更新を主とする場合に適用 ※2：法面工の補修については局所的な場合に適用
河川維持工事		河川維持工事(河川高潮対策区間の工事を含む)にあつて、次に掲げる工事 1. 堤防天端・法面等の補修工事 管理を目的とした維持的工事。 2. 標識、境界杭、防護柵及び駒止め等の設置 (未供用道路への設置を含む) 3. 道路における電気通信設備以外の当該設備工事 (未供用トンネルの電気通信設備を含む。) 4. 河川の伐開、除草、清掃、芝養生、水面清掃等の作業 5. 1、2、3及び4に類する工事
下水道 工事	(1)	下水道に関する工事にあつて、次に掲げる工事 施工方法がシールド工法又は作業員が内部で作業する推進工法による管渠工事
	(2)	下水道に関する工事にあつて、次に掲げる工事 施工方法が開削工法又は小口径の推進工法による管渠工事
	(3)	下水道に関する工事にあつて、次に掲げる工事 ポンプ場工事、処理場工事及びこれらに類する工事
公園工事		公園及び緑地の造成整備に関する工事にあつて、次に掲げる工事 敷地造成工、園路広場工、植樹工、除草工、芝付工、花壇工、日陰棚工、ベンチ工、池工、遊戯施設工、運動施設工、標識工及びこれらに類する工事
コンクリートダム工事		コンクリートダム本体を主体とする工事
フィルダム工事		フィルタイプでダム本体を主体とする工事
電線共同溝工事		電線共同溝に関する工事
情報ボックス工事		情報ボックスに関する工事(耐火防護も含む)

品確法改正を踏まえた基準等の充実

■「交通誘導警備員」の計上方法の見直し

交通誘導警備員は、現行積算において、その経費部分に支出実績との乖離があることから、交通誘導に必要な訓練や安全用品等の費用の積算方法を見直しされます。

→ 交通誘導警備員の計上を共通仮設費から直接工事費に変更します。

■「河川・道路構造物工事」・「鋼橋架設工事」・「道路維持工事」の間接工事費率の見直し

○上記３工種の間接費率については施工実態に合わせて見直しを行います。

「河川・道路構造物工事」共通仮設費

下限 (千円)	上限 (千円)	現行率式				H27解析率式				H27解析率式－現行率式	
		下限率	上限率	A	b	下限率	上限率	A	b	下限率	上限率
6,000	1,000,000	26.94%	4.37%	6,907.7	-0.3554	20.77%	5.45%	1228.3	-0.2614	-6.17%	1.08%

「河川・道路構造物工事」現場管理費

下限 (千円)	上限 (千円)	現行率式				H27解析率式				H27解析率式－現行率式	
		下限率	上限率	A	b	下限率	上限率	A	b	下限率	上限率
7,000	1,000,000	28.22%	23.20%	52.6	-0.0395	41.29%	19.88%	420.8	-0.1473	13.06%	-3.32%

「鋼橋架設工事」共通仮設費

下限 (千円)	上限 (千円)	現行率式				H27解析率式				H27解析率式－現行率式	
		下限率	上限率	A	b	下限率	上限率	A	b	下限率	上限率
6,000	1,000,000	26.10%	9.18%	633.0	-0.2043	38.36%	6.06%	10668.4	-0.3606	12.26%	-3.11%

「鋼橋架設工事」現場管理費

下限 (千円)	上限 (千円)	現行率式				H27解析率式				H27解析率式－現行率式	
		下限率	上限率	A	b	下限率	上限率	A	b	下限率	上限率
7,000	1,000,000	39.06%	28.56%	105.6	-0.0631	46.66%	26.66%	276.1	-0.1128	7.60%	-1.90%

「道路維持工事」共通仮設費

下限 (千円)	上限 (千円)	現行率式				H27解析率式				H27解析率式－現行率式	
		下限率	上限率	A	b	下限率	上限率	A	b	下限率	上限率
2,000	100,000	28.49%	4.20%	34,596.3	-0.4895	23.94%	5.97%	4118.1	-0.3548	-4.55%	1.78%

「道路維持工事」現場管理費

下限 (千円)	上限 (千円)	現行率式				H27解析率式				H27解析率式－現行率式	
		下限率	上限率	A	b	下限率	上限率	A	b	下限率	上限率
2,000	100,000	51.14%	31.27%	316.8	-0.1257	58.61%	31.23%	605.1	-0.1609	7.47%	-0.04%

→全体工事費の約２～５％が上昇する見込み

■地質調査業務費の間接費の見直し

別表第 1

(1) 諸経费率標準値

業務分野	諸経費	
	現行	改定
地質調査	$A=335.58$ $b=-0.135$ (諸経費: 32.8~52.0%)	$A=300.01$ $b=-0.12$ (諸経費: 38.0~57.2%)

※諸経费率 $= A \times Y^b$
 (Y: 調査費)

→全体業務委託費の約 3 ~ 4 %が上昇する見込み